

# テールゲートリフター特別教育（学科・実技）開催のご案内

主催 陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部（陸災防北海道支部）

目的 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業を行う事業所は、令和6年2月1日以降、特別教育を受けた者しかテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業ができなくなりました。（※ 労働安全衛生規則第36条5の4、他）

そのため、事業所は該当する全ての従業員に特別教育を実施し、その記録を保存する必要があります。（テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストロッパー等の操作、昇降版の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務が全て対象となります。）

また、『テールゲートリフターの操作の業務』を行わない者であっても、荷を積んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降版に載せ、又は卸す等の作業を行う者にあつては、出来る限り当該教育を受けることが望ましいとされています。

開催日 令和8年7月24日（金）9時00分～16時30分（昼食休憩 12:00～13:00）

会場 旭川地区トラック研修センター 旭川市流通団地2条4丁目

受講対象者 テールゲートリフターを使用して荷の積卸し作業を行う者・特別教育実施担当予定者

受講証明書 修了した者には【特別教育修了証】を交付します。

受講料 陸災防会員 **13,200円**（受講料税込 12,210円+テキスト税込 990円）  
非会員 **16,500円**（受講料税込 15,510円+テキスト税込 990円）

受講手続 別紙申込書に記入・捺印の上、FAXにてお申し込みください。

〒079-8442 旭川市流通団地2条4丁目

陸災防旭川分会 TEL 0166-48-7244 FAX 0166-47-5079

送金手続 受付確認後に受講料を送金してください（振込手数料は受講者負担となります）

旭川信用金庫 流通団地支店（普通）0107491 陸運労災防止協会旭川分会 あて

※ 締切 定員（40名）になり次第、又は7月10日（金）締め切りにて受付を終了します。  
振込期日も同日となります。  
キャンセルの場合、欠席連絡が7月15日までに無ければ受講料の返金はできませんのでご了承ください。

※ 全科目（6時間）受講となります。学科のみの受付はいたしませんのでご注意ください

《講習時間割》 ※（状況により、開始・終了時間が前後する事があります）

- ① テールゲートリフターに関する知識（90分）
- ② テールゲートリフターによる作業に関する知識（120分）
- ③ 関係法令（30分）
- ④ 実 技（120分）

※ 自然災害等で講習が実施困難な場合は、講習を中止又は延期しますので予めご了承ください。

